

伊東市公告第52号

伊東市セミセルフレジ導入業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

伊東市長 杉本 憲也

- 1 業務名 伊東市セミセルフレジ導入業務
- 2 業務概要 「伊東市セミセルフレジ導入業務プロポーザル募集要領」のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 契約上限額

- (1) 導入業務 12,100,718円（消費税及び地方消費税を含む。）

自動釣銭機付きPOSレジ端末、キャッシュレス決済端末を設置する台及び設置に必要なLANケーブル等の購入費（搬入、設置費及び初期設定費等含む。）及び令和8年10月から令和9年3月までの以下の手数料及び使用料を含む。

ア セミセルフレジ導入に伴う管理クラウドシステム導入手数料

イ キャッシュレス決済導入手数料

ウ セミセルフレジ管理用クラウドシステム使用料

エ セミセルフレジキャッシュレス決済搭載使用料

- (2) 保守業務 810,480円（消費税及び地方消費税を含む。）

導入後、6か月分（令和8年10月から令和9年3月まで）の保守業務

5 参加資格要件

本業務プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第1号から第3号

までに規定する者でないこと。

(5) 伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）第2条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

(6) 直近1年間において、国税及び伊東市税の滞納がないこと。

(7) 令和8年度伊東市（物品）入札参加資格登録業者に登録されていること。登録されていない場合は、伊東市公式ホームページにて、登録に必要な書類を確認し、伊東市総務部庶務課契約検査係へ提出し、企画提案書提出期限までに登録を完了すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年7月17日（金）正午必着

(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）により事務局まで提出のこと。

7 実施要領その他資料等の交付

伊東市役所ホームページ（<http://www.city.ito.shizuoka.jp/>）からダウンロードとする。

8 審査方法

選定委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーション審査により実施する。

9 事務局

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市会計課（担当・溝口）

電話：0557-32-1861（直通）

Eメール：kaikei@city.ito.shizuoka.jp